時事新報

商工社會の維新

世の後進書生の言を聞くに若し我々をして王政維新の時にあらしめなば功名富貴何ぞ云ふに足らん不幸、十年の生と遲るゝを以てこの逆境に沈淪せり云々とて往々その時に後れたるを嘆息するもの多し蓋し一身の進退浮沈は時の境遇如何に關するもの多くして殊に政治社會の出處に至りては所謂風雲の際會とて時機に關すること極めて大なるを以て彼の維新の功臣諸氏の如きも若し德川の盛時か若しくは明治の今代に生れしめなば其出處大に今日と異なる所のものありしならん抑も維新の革命は政治家が技倆を試むべき最も得意の好機にして今後日本に如何なる政變あるも王政維新の如き好機會とては又とあるべき樣もなければ今の後進の人々が先進諸老得意の境界を傍觀し艶羨の餘り己れが生の遲くして其時に及ばざりしを悔むも亦無理ならぬ次第にはあれども熟ら〳〵案ずるに王政維新は日本未曾有の變革にして人の出處進退に關せし事も極めて多かりしとは云ひながら元來政治社會の維新にして全國全般の變革にあらざれば日本社會の上より見れば唯僅に一小部分の變化のみ未だ以て大事とするに足らず今後文明の大勢益々その働きを逞ふするに隨て社會諸般の事物に進歩の變を見るべきは必然の勢なる中にも商工社會の變革は今日の必要に迫り而も其機既に目前に迫れりされば日本の政治社會に於ては王政維新の時機すでに過ぎ去りて後進の政治家が時の際會を利すること先進諸老の如くなるの好期は再びすべからざるべしと雖ども去りて商工の社會を見れば今日將に維新の期を開かんとするの有樣なれば若しも後進有志の人々にして徒らに王政維新の時に後れたるを嘆せず更に其方向を轉じて商工の維新に技倆を試みんとならば功名富貴論ずるに足らざるなり抑今日、日本の商工社會の現狀は如何といふに今さら事新らしく云ひ立るまでもなく實に言語道斷の有樣にして民間の工藝製作の業は依然たる舊日本風の工藝製作にして器械製造の術などは夢にだも知らざる倘は其上に國中まゝ製造の業起るものありと聞けば何れも官の仕事か又は其邊の保護に出づるものにして結局國の爲めに謀りて得失相償ふものとては無しと云ふも可ならん商賣の業に至ては猶ほ之よりも甚しく內地雜居も既に近々に在るべしと云ふ今日に於てすら何等の覺悟あるを聞かず唯の覺悟は祖先傳來の舊窟に引籠り幸ひに世の風潮を免れんとするのみにて更に進んで此機を利用せんなどは迚も望むべからざる事なれば早晚日本の商工社會に革命の變を見るべきは免るべからざるの數なるに又一方に於ては後生有志の少年輩は國內の無事に苦しみ殊に政治社會に向ては志を得る能はざるを觀念まし何がな手を出さんとして目を配るの最中商工社會こそ其驥足を伸ばすべきの場所たる事を發見し彼れ取て代るべしとて大に計畫する所ある折柄、恰も好し內地雜居の一事將に來りて日本の商工を顚覆せんとするの時に際まち蓋し內にある窺窬者のみならんには舊來の商工衰へたりと雖も猶は或は殘喘を一隅に保つことを得るやも知る可らずされども今や內地雜居の期は既に迫りて外人の內地に入込み工業に商業に資を投じ手を下し內外競爭の端を開くの期は既に目の前にある事なれば此時に當り我舊來の職人素町人をして外人の鋒に當らしめ又外人と共に事を謀らしめんとするも迚も叶ふべからざるは明々白々の數にして所謂優存劣滅世界大勢の赴く所にして即ち日本の舊商工滅亡の時運なり舊幕政府の滅亡は今の諸老が身を立てし媒介にして今の商工の滅亡は今の志士の爲めに立身の好機會なり實に千載一時の好機會拍手快と呼ぶ可し天下後進の士人、王政維新の時に後れたるを嘆ずるのみと勿れ政治維新の機會は既に他人の手に落ちたるも君等が維新の機會は今將に來らんとして其機既に目前に在り君等は須らく再びこの好機會を逸して他人の手に落とし他日の愚痴の種となすことなかるべし

官報

○修史材料搜索の復命　曩に修史材料古文書搜索として京都府大坂府及滋賀縣へ出張を命ぜられたる臨時修史局編修星野恒の復命書概要は左の如し

明治十九年五月十一日修史材料古文書搜索トシテ京都大坂二府及滋賀縣出張ノ命ヲ蒙リ掌記佐々木俊ヲ隨ヘ八月十日ヲ以テ東京ヲ發シ京都府ニ赴キ十三日府廳ニ抵リ書記官谷口起孝ト文書採訪ノ事ヲ商議シ其翌十四日ヨリ府員ノ郷導ヲ得テ採訪ニ着手シ先ツ上下京兩區ヲ巡廻シ八坂稻荷、北野、清水、東福、建長、相國、東寺、兩本願寺以下著名ノ社寺及人民ノ古書ヲ藏スル者一々之ヲ搜索シ九月四日ヨリ愛宕、葛野、紀伊、宇治ノ諸郡ヲ巡リ兩賀茂、松尾、南禪、妙心、大德、仁和、天龍、鞍馬、醍醐、高雄、栂尾ノ諸社寺ニ抵リ二十五日丹波ニ赴キ北桑田船井(北端)何鹿ヲ經テ丹後ニ至リ加佐、與謝ノ二郡ヲ巡リ還リテ丹波ノ天田、船井、南桑田ノ諸郡ヲ經各處ノ文書ヲ搜索シ十月五日再ヒ山城ニ入リ葛野(西端)乙訓、綴喜、相樂ヲ巡リ大原野離宮八幡等ニ抵リ其九日ヲ以テ京都府下ノ巡廻ヲ了ス凡ソ京都府下搜索スル所ノ神社六十三寺院一百七十六、民家七十六、此內三十七社、百十七寺、十九家ハ書類ナシ或ハ之アルモ採ラス採ル所ノ文書一万二千七百八十四通、書籍九百十二冊トス

京都府既ニ畢リ即日大坂府ニ赴ク路次ノ便宜ヲ以テ直ニ奈良ニ至リ滯在八日ニシテ畢ル十八日郡役所ノ郷導ヲ得奈良近郡ヲ巡リ西大招提藥師法隆諸寺ヲ過訪シ廿二日三輪ニ至リ多武峰長谷寺等ヲ搜リ遂ニ吉野ヲ經テ十津川ニ至リ還リテ御所ヲ過キ各郡社寺及人民ノ所藏ヲ搜索シ十一月二日河內ニ入リ金剛觀心叡福諸寺ニ抵リ八日和泉ニ赴キ堺及長水寺(地名)ヲ經テ岸和田ニ至リ開口神社、久米田寺、願泉寺等ノ書類ヲ覽ル十二日還リテ大坂ニ至リ四近ノ社寺天王寺以下ヲ訪ヒ十八日池田ニ赴キ瀧安寺以下今西春郷等ノ所藏ヲ採リ遂ニ茨木牧方ヲ巡リ遍ク其管下ヲ搜索シ水無瀨宮、勝尾寺ノ文書ヲ採リ其二十一日ヲ以テ大坂府下ノ巡廻ヲ了ス凡ソ大坂府下搜索スル所ノ神社四十四、寺院百二十二、民家四十二、此內十七社六十一寺十一家ハ書類ナシ或ハ之アルモ採ラス採ル所ノ文書四千五十七通、書籍五百二十三冊トス

大坂府下既ニ畢リ即日京都ニ赴キ翌日未了ノ件ヲ處辨シ二十二日滋賀縣ニ至ル縣吏ノ郷導ヲ得其翌二十三日ヨリ採訪ニ着手シ湖北ヲ經テ湖南ニ至リ多賀神社、園城、寶岩、永源、長命ノ諸寺等採覽既ニ遍ク又朽木之綱等ノ所藏ヲ借リ十二月十二日ヲ以テ近江十三郡ノ巡廻ヲ了シ十四日東京ニ歸ル凡ソ滋賀縣下搜索スル所ノ神社二十四、寺院五十七、民家二十九、此內九社十一寺、九家ハ書類ナシ或ハ之アルモ採ラス採ル所ノ文書千五百四十四通、書籍七十八冊トス

以上二府一縣ヨリ採ル所ノ文書共計一万八千三百八十五通、書籍一千五百十三冊、皆本主ニ謀リ一時借用シ其貴重ノ品タルヲ以テ盡ク陸運ニ付シテ本局ニ遞送ス其題目書名等ハ別冊ニ詳具シ(目今調製中)通數冊數ハ各區各郡別表ニ揭ク秘閣文庫及諸官省所藏ノモノハ之ヲ採ラス其內眞蹟古寫本等官府ノ舊藏ト對校スヘキハ間々之ヲ借リシモノアリ又眞蹟實錄ナルモ事實ニ大關係ナク若クハ寬永以降ノ日記文書等ハ借ラス其目ヲ錄シテ他日ノ參考採擇ニ備フル者此外尚ホ八百餘種アリ

京坂二府及滋賀縣ハ全國中ニ比スルニ寺院殊ニ多ク其文書ヲ藏スル亦極テ多シ故ニ今借用スル所ノ眞蹟實錄若クハ古寫本ハ從前官府ニ之ナキ者ニシテ修史上實ニ闕クヘカラサルモノトス今姑ク其一二ヲ擧ンニ大德寺ノ後醍醐帝宸翰、妙心寺ノ花園帝宸翰ノ如キハ二帝ノ好學著書ヲ見ルヘシ瀧安寺ノ大塔宮令旨幸所願令旨ハ愛親愛國ノ至情ヲ見ルニ足ルヘシ又久米田寺ノ大塔宮令旨、楠正成添狀ヲ觀レハ當時親王將士相與ニ王事ヲ經營スルノ實ヲ知ルヘシ三寶院ノ建武四年寫帝王系圖ハ村上ノ下ニ系ルニ今上寬成東宮良成ヲ以テス花營三代記皇胤紹運錄諸書ト參證シテ長慶帝ノ踐祚ヲ確定シ以テ花咲松ノ說ヲ破ルヘシ妙心寺ノ授翁手書ハ純然タル僧侶ノ筆蹟ニシテ其萬里小路藤房卿ニ非ルヲ決スヘシ篠村八幡社ノ高氏願文ヲ觀レハ太平記所載ノ文書皆附會潤色ヲ加ヘシヲ知ル本願寺ノ信長誓紙本善寺(大和吉野郡飯貝村)ノ仲之賴廣狀等ヲ觀レハ石山講和ノ情狀ヲ詳ニスルヲ得ヘシ高臺寺ノ秀吉小田原名護屋兩陣中手牘ヲ觀レハ當時陣中餘裕アルヲ見ルヘク且秀賴ハ秀吉ノ胤ニ非ルノ妄說ヲ破ルヘシ又粟島神社(近江東淺井郡安養寺村)ノ貞永二年大判事等問答書ヲ觀レハ當時斷訟擬律ノ狀ヲ悉クスヘシ其他久米田寺ノ楠正成父子書狀ノ如キハ殊ニ人ヲシテ一見悚然起敬セシム觀心寺所藏ノ伊達政宗手簡ハ關原役ノ後德川氏ニ向テ大坂處分ノ事ヲ勸告スルモノナリ大抵文書一通アレハ一件ノ事實アリ今借ル所一万八千三百八十五通ナレハ歷史上新增ノ事蹟一万八千三百八十五件トス假令其事既ニ舊史ニ見ユルモ文書ニ至テハ其記事更ニ詳確ニシテ之ヲ得テ其功ヲ多シ一編ノ中ニ禮典アリ軍陣アリ田制アリ刑獄アリ錢穀ノ出納、人事ノ贈遺皆記載セサルハナシ水無瀨宮ノ後鳥羽帝日記、相國寺ノ後小松帝應永日記、三寶院ノ五八代記、仁和寺ノ北院金剛定院以下日記、本願寺ノ天文日記、顯如上人貝塚日記、妙顯寺ノ日珖巳行記、松園氏(舊大乘院)ノ經覺尋尊以下日記、田中勘兵衞ノ親綱卿記資勝卿記(二卿ノ記皆自筆ニシテ普通寫本ヨリ多キコト數卷或ハ十餘卷)承久三年具注曆等ノ如キハ至尊以下侯相當時ノ人々筆ヲ攬メテ記述スル所ナリ以テ當時ノ事跡ヲ詳ニシ舊志ノ缺略ヲ補訂スヘシ

從前史家ノ據ル所ハ大概戰記物語ノ類ニシテ後人ノ手ニ成ルモノ多ク眞蹟實錄ニ至テハ寓目スル者極テ稀ナリ是猶ホ人ヲ訪フニ其主人ニ接セス徒ニ將命者ノ言ヲ聞テ主人ノ胸臆ヲ察スルカ如シ其牽強附會多キハ素ヨリ免カレサル所ナリ今其眞蹟實錄ヲ採集スル此ノ如ク夥キヲ以テ當時ノ形勢事情ヲ推測研究シ前史未發ノ蘊ヲ盡スヲ得ルヤ必セリ今回ノ採訪ハ地方官ノ周旋ヲ以テ各處社寺人民爭テ其所藏ヲ出シ以テ採覽ニ供セリ瀧安寺住職ノ如キ其所藏文書ヲ携ヘ京都ヨリ播州ニ赴テ之ヲ示シ願泉寺住職ハ裝幅長大ニシテ運搬ノ不便ヲ慮リ裱褙ヲ毀チテ本書ヲ貸付スルニ至ル是ヲ以テ維新以後文書頗ル散佚スルニ拘ハラス猶ホ數多ノ書類ヲ得タリ之ヲ奈良ノ八ニ聞ク大日本史編纂ノ時、水戸ノ落文書ヲ搜索セシニハ諸寺院肯テ本書ヲ示サス僅カニ兩三通ヲ擇ミ抄寫シテ之ヲ授ケシト今ヤ到ル處文庫ヲ傾ケテ之ヲ示ス亦昭代ノ隆化ト謂フヘシ若シ此機ヲ失ハス遍ク全國ヲ採訪セハ必ス完全ノ史料ヲ得ン抑々修史ハ全國古今數百年若クハ數千年ノ事蹟ヲ精査シテ編纂スルモノナリ故ニ材料ハ全國ニ向テ之ヲ求メサルヘカラス本局方今編纂スル所ハ後醍醐帝ノ踐祚ニ起リ明治ノ復古ニ終ル既成ノ史料三千三百十三冊、史稿六十四冊、其功程既ニ十分ノ七八ヲ過ク而シテ文書ノ採訪ハ僅ニ兩次關東畿內ヲ合セテ十五六國トス即全國五分ノ一ニ過キス蓋シ從前ハ成功ニ急ニシテ且費用ニ局セラレ着手ノ順序ヲ踐ムコト能ハサレハナリ顧フニ古文書ヲ藏スル社寺ノ本主大抵貧困ニシテ舊物ヲ維持スル能ハサルノ形況アリ假令地方官檢査保存ノ方法アルモ終ニ或ハ散佚ノ患ナキヲ保タス且修史ノ事一成シテ再舉セサルモノナレハ今ニ及全國ヲ採訪シ十分ノ史料ヲ蒐集スルニ如クハナシ　(本年三月廿九日官報)

雜報

○名譽會員　佛國ジロンド農會の會頭エフレチース同幹事長クウペレイの兩氏は今度我日本農會へ名譽會員の申込なりたるよし

○大谷光尊師　目下在京中なる同師は一昨二十九日東京府下にある同宗の寺院住職を召集し教學の二事に就き親しく教諭ありたるよし

○長瀨義幹氏　此程農商務省書記官より林務官へ轉任ありたる長瀨義幹氏は昨三十日三重大林區署長と命ぜられたり

○陸軍官吏の轉補　二等軍吏由良法方氏は輜重兵第四大隊計官に騎兵第一大隊獸醫官二等軍醫上田義雄近衛工兵隊兼工兵大隊獸醫官三等軍醫原八百太郎の兩氏は輜重兵第四大隊獸醫官を何れも命ぜられたり

○參謀旅行演習　參謀本部の小川大佐其他の各將校及び御雇獨國少佐メッケル氏等は同演習の爲め神戸港に出張中なるが同演習は該港近傍に於て去る二十五日より執行し向三週間を以て結了するの豫定なりといふ

○豫備軍復習　東京鎭臺に於ては來る四月中旬に管下の豫備軍を召集して復習を執行するといふ

○教師雇入　本所區の公立江東女學校の高等科にては此程英人デニング氏の息女某を教師に雇入れたりと

○開業試驗　第三回東京獸醫開業試驗は來る四月七日より西ヶ原村なる農商務省用地內の舊山林學校跡に於て執行すべき筈なるが右の受驗出願人は百四十餘名なりといふ

○織物講習所　埼玉縣下川越にては今度有志者より應分の醵金をなし勸業課吏郡長等の盡力にて織物講習所を設置すべき事に決したれば追々其筋より技師を聘するの見込なりと

○和勢間の鐵道　當大坂府下大和と三重縣の有志者が協議を遂げ大和の今井より八木、櫻井、初瀨、萩原と經て伊賀の名張、上野、伊勢の關に達し夫より分岐して甲は四日市に至り乙は山田に達する鐵道を敷設せん事を企て發起人なる大和式上郡辻村吉岡與三郎氏と外二名は去二十六日出頭まて農商課員に面晤まて其主意を述べ之が願書を呈出せる手續等を質問まなる由なれば何れ不日其筋へ出願すべし又之れが資本金は四百五十萬圓なりと三月二十七日朝日新聞に見ゆ

○ハンケチ製造會社　今度埼玉縣埼玉郡の有志者が資本金五萬圓を以てハンケチ製造會社を創立し海外へ輸出せんとの計畫中なりしに贊成者頗る多く彌々設置することに決定まなり其發起人は豪商福島又兵衞氏外二名なりと一昨二十九日の上野新報に見えたり

○雇英國人　前號に於て雇入となる
九月後ならでは日
云へり又海軍省に
官として同氏の外
の由なるが右は海
て落成を待て雇入
支那エキスプレス

○歐洲近報　二月
きば佛國議院の議
ランク陸軍費八千
たるよし○露國モ
の紡績所にては數
拂ひ職員の負傷せ
れり又セント　ピ
同時に徒黨を企つ
細は未だ判然せす
ル河流を旅行中あ
るに付同府內より
く同夜は盛んに花
リットにては夜中
の多く一箇月間に
たり

○バッテンベルク
ク公アレキサンド
り昨今危篤の有樣
たり

○チモール島太守
葡萄牙領に屬する
れさるがマカオに
整ぎ少數の兵と引
マカオの太守より
み出發する都台な
より濠洲北西部
の三は和蘭の殖民
々と近着のチャイ

○東京の近況　二
通知したる電報に
方に於て今正に戰
ンウィロイの城砦
の支那人及び安南
が終に敗走せり此
ありたりと見へた

○大坂貧民家屋取
名護町)の貧民家
迄も四區二郡の取
となりたるが今度
次第もあり且つ其
行場と引移して豐
家主も貧民に借し
て利益も多かる可
し一同立退かしめ
爲し既に夫れ〳〵
及び家賃等は低に
き貧民家屋は裏長
右貧民は西成郡難
に於て相當の家屋
同地よりの通信に

○海籐社　同社は
各官衙の注文に應
を設立し既に其筋

洋法齒科術治療
金銀ゴム陶製牙角木石製品ニ入齒及金銀ゴムヲ以テ虫齒ヲウメ並ニ

○良乳販賣廣告　定價一合金三錢

來ル十六日午後三時ヨリ第七回茨城縣人親睦會ヲ江東中村樓ニ開ク

良牛乳